会計監査役 白川牧一
調査部長兼業務部長 芳賀直一郎
儀式宴席部長 山本邦光
宣伝部長兼業務副部長 小澤秀雄
書記 佐栗久五郎

第七章 会計

第三十条 本協会ノ会員ハ年三十才トシ会費ハ一ヶ月金五十銭トス但会費ノ内訳ハ左ノ如シ
イ、金十五銭 総同盟交通労働同盟会費
ロ、〃七銭 信州交通労働組合本部費
ハ、〃八銭 之ヲ本部費ニ充テ残余金二十銭ハ本協会事業部金融及共済部ニ積立ツルモノトス
第三十一条 本協会経費ハ経常費ノ四分ノ三ヲ以テ之ニ充テ協会部ノ監督ヲ受ク
第三十二条 本協会臨時費ハ経常費ノ四分ノ一ヲ以テ之ニ充テ協会本部ノ監督ヲ受ク
第三十三条 本協会ハ本部ノ総同盟本部ニ毎期会計報告ヲ提出シ承認ヲ受クルモノトス。